

令和6年度

第4回 香川県公共事業評価委員会

令和6年10月4日

## 目 次

### 【総括資料】

○ 議事次第	1
○ 委員会委員名簿	2
○ 香川県公共事業評価実施要領	3
○ 香川県公共事業評価委員会設置要綱	6
○ 香川県公共事業評価委員会傍聴要領	8
○ 事後評価対象事業総括表	10
○ 社会資本総合整備計画等の事後評価について	12
○ 社会資本整備総合交付金交付要綱等	16

### 【別添資料】

○ 市街地における高速道路 I C 等へのアクセス向上による地域活性化支援 .....	資料-14
○ 安全で安心して利用できる公園づくりの推進（防災・安全）	資料-15
○ みどり豊かで文化を育むまちづくり（第2期）	資料-16
○ 防災拠点となる公園づくり（防災・安全）	資料-17
○ かがわの下水道整備10年概成プロジェクト（重点計画）	資料-18
○ 市街地における安全・安心な下水道づくり（防災・安全）（重点計画） .....	資料-19
○ 丸亀市における地域の暮らしを守る安全・安心な下水道づくり （防災・安全）（重点計画）	資料-20

# 令和6年度 第4回 香川県公共事業評価委員会

## 議 事 次 第

日 時：令和6年10月4日（金）13：30～

場 所：香川県庁 本館12階 大会議室

- 1 開 会
- 2 事後評価の審議  
○事後評価の説明及び質疑応答（事後評価対象番号14～20）
- 3 その他
- 4 閉 会

## 香川県公共事業評価委員会委員名簿

(令和6年10月現在)

香川大学 名誉教授	白木 渡
香川大学創造工学部教授学部長	末永 慶寛
佐藤好美建築工房主宰	佐藤 好美
(株)人間科学研究所所長	池田 弘子
香川大学経済学部准教授	福村 晃一
(一社)香川経済同友会専務理事	國村 一郎
香川大学創造工学部准教授	玉置 哲也

以上 7委員(敬称略・順不同)

# 香川県公共事業評価実施要領

## 第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るとともに、事業計画の効果・効率性や事業効果の発現状況等の検証を行うため、県が事業主体となって実施する公共事業の評価（以下「事業評価」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 事業評価の対象

対象とする事業は、県が事業主体として実施する事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業、局部改良事業等の比較的小規模な事業及び単独事業を除く全ての事業とする。

## 第3 事業評価の区分と対象範囲

事業評価の区分と対象範囲は、以下のとおりとする。

なお、以下に掲げる評価を実施する事業以外の事業についても、国の定める要領及び要綱等に準じ、適宜、適切な時期に評価を実施するものとする。

### 1 新規事業採択時評価

新規事業採択時評価を実施する事業は、以下のとおりとする。

- (1) 事業費を予算化しようとする事業
- (2) 準備・計画に要する費用を予算化しようとする事業

### 2 再評価

再評価を実施する事業は、以下のとおりとする。

なお、再評価を実施しようとする年度に事業が完了又は既に主要な工事を完了している事業については、対象事業から除くことができるものとする。

- (1) 事業採択後5年目で未着工の事業
- (2) 事業採択後10年目（ただし、補助事業は5年目）で継続中の事業
- (3) 再評価実施後5年間が経過している事業
- (4) 上記以外の事業で、再評価の実施の必要が生じた事業

### 3 事後評価

事後評価を実施する事業及び整備計画は、以下のとおりとする。

- (1) 事業完了後一定期間（5年以内）が経過した事業で、県が事後評価を行う必要があると判断する事業
- (2) 整備計画終了後

#### 4 その他

上記1、2及び3以外の評価のうち、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により事業評価の実施の必要が生じた事業

### 第4 事業評価の実施及び結果等の公表

#### 1 事業評価の実施時期

- ① 第3の1の事業については、当該予算に係る年度の前年度末までに実施する。
- ② 第3の2（1）の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
- ③ 第3の2（2）の事業については、事業採択後10年目（ただし、補助事業は5年目）の年度末までに実施する。
- ④ 第3の2（3）の事業については、再評価実施時から5年間が経過後の年度末までに実施する。
- ⑤ 第3の3（1）の事業については、事後評価の対象となる年の年度末までに実施する。
- ⑥ 第3の3（2）の整備計画については、計画期間の終了後又は計画期間の最終年度中に実施する。

#### 2 評価結果、対応方針等の公表

評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯等とともに公表するものとする。

### 第5 事業評価の手法

事業評価にあたっては、対象事業の特性に応じて評価を行う際に整理すべき指標及び対応方針を決定する際の判断基準等（以下「評価手法」という。）について、適宜設定するものとする。

なお、国の定める要領及び要綱等に規定のある事業の評価を実施する場合は、国の定める要領及び要綱等に基づいた評価手法に準ずるものとする。

### 第6 対応方針の決定

知事は、事業評価の実施に当たり、第三者の意見を求める諮問機関として、香川県公共事業評価委員会を設置し、意見を聴き、その意見をできる限り尊重して、対象事業の対応方針（継続、事業計画の見直し、休止又は中止若しくは改善措置に関する方針等）を決定するものとする。

## 第7 その他

この要領に定めるもののほか、事業評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

- 1 この要領は、平成24年8月17日から施行する。
- 2 令和2年2月18日 一部改正

## 香川県公共事業評価委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 香川県公共事業評価実施要領に基づき、専門的な見地からの意見を求めるため、香川県公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、事業評価に係る県公共事業の対応方針について調査審議し、その適否等について知事に答申するものとする。

2 委員会は、調査審議するにあたっては、事業評価に係る県公共事業のうちから特に重要と認める事業を抽出し、当該事業について調査審議のうえ、知事に答申するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は委員7人以内で組織する。

2 委員は、地域の実状をよく理解している公平な立場にある有識者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長は委員が互選し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括する。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、委員会の会議を招集することが適切でないと認められるとき、委員の同意を得て、委員への持ち回りの審議により会議の開催に代えることができる。

### (意見の聴き取り)

第6条 委員会は、調査審議するため必要があると認めるときは、委員以外の人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(特例)

第7条 委員会は、市町（一部事務組合を含む。）から当該市町の実施する事業評価に係る公共事業の対応方針について意見を求められた場合においては、第1条及び第2条の規定にかかわらず、当該対応方針について調査審議し、当該市町に答申するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、香川県土木部技術企画課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成10年11月11日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、知事が招集する。
- 3 平成13年12月18日 一部改正
- 4 平成24年8月17日 一部改正
- 5 令和元年7月30日 一部改正
- 6 令和3年8月20日 一部改正

## 香川県公共事業評価委員会傍聴要領

(この要領の目的)

第1条 この要領は、「審議会等の会議の公開に関する指針(平成10年3月30日策定)」(以下「指針」という。)に基づき、香川県公共事業評価委員会の会議(以下「会議」という。)を公開する場合における当該会議の運営上必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は一般傍聴席と報道関係者席とに分ける。

2 一般傍聴席は10席とする。ただし、次条第3項ただし書の場合はこの限りでない。

(傍聴の申込み、受付)

第3条 一般傍聴席で会議を傍聴しようとする者は、会議の開催時刻30分前から開催時刻までの間に、関係の係員に申し出て、備え付けの傍聴受付簿に住所及び氏名を記載し、傍聴の申込みをしなければならない。

2 前項の申込みの受付は、次条に掲げる者を除き、先着順で行うものとする。

3 一般傍聴席で会議を傍聴できる者は、傍聴受付簿に記載した先着10名とする。ただし、会議の議長が、特に必要があると認めるときは、会議の会場のスペース等を勘案のうえ、一般傍聴席の数を増加し、当該増加席数に応じ、次順位者から傍聴を認めることができるものとする。

4 傍聴人は、会議の議長の指示に従い、会議の会場に入場しなければならない。

(傍聴席へ入場できない者)

第4条 次に掲げる者は、会議の会場に入場することができない。

- 一 酒気を帯びていると認められる者
- 二 異様な服装をしている者
- 三 きょう器その他危険物と認められる物品を携帯し又は獣類を連れた者
- 四 かさ、のぼり、標識、びら、看板、その他これらに類するものを携帯した者
- 五 その他審議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければいけない。

- 一 拍手その他公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等審議を妨害しないこと。
- 二 帽子、外とうの類を着用しないこと。
- 三 飲食物を持ち込んで飲食しないこと。
- 四 不作法な姿勢をしないこと。

- 五 所定の席にて傍聴を行うこと。
- 六 会議の議長の許可なく、会議の様態を撮影し、録音しないこと。
- 七 その他秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。
- 八 指針第3項ただし書に基づき、会議が非公開とされた場合には、会議の議長の指示に従い、速やかに退場すること。

(会場の秩序維持)

第6条 傍聴人において前条の規定を守らない者があるときは、会議の議長は、これを注意し、なお守らないときは退場を命じることができる。

附 則

- 1 この要領は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成24年8月17日から施行する。

令和6年度 事業評価【事後評価】対象事業総括表(交付金事業)

評価対象番号	事業名	事業主体	事業実施箇所	着手年度	事業完了予定年度	継続計画	資料名
14	社会資本総合整備計画 市街地における高速道路IC等へのアクセス向上による地域活性化支援	香川県、 観音寺市	観音寺市	2020 (R2)	2024 (R6)	有	【資料14】
15	社会資本総合整備計画 安全で安心して利用できる公園づくりの推進(防災・安全)	香川県	高松市他3市	2020 (R2)	2024 (R6)	有	【資料15】
16	社会資本総合整備計画 みどり豊かで文化を育むまちづくり(第2期)	高松市	高松市	2020 (R2)	2024 (R6)	有	【資料16】
17	社会資本総合整備計画 防災拠点となる公園づくり(防災・安全)	丸亀市	丸亀市	2019 (R元)	2022 (R4)	無	【資料17】
18	社会資本総合整備計画 かがわの下水道整備10年概成プロジェクト(重点計画)	香川県 他11市町	高松市 他16市町	2018 (H30)	2022 (R4)	有	【資料18】
19	社会資本総合整備計画 市街地における安全・安心な下水道づくり(防災・安全)(重点計画)	高松市	高松市	2018 (H30)	2022 (R4)	有	【資料19】
20	社会資本総合整備計画 丸亀市における地域の暮らしを守る安全・安心な下水道づくり(防災・安全)(重点計画)	丸亀市	丸亀市	2018 (H30)	2022 (R4)	有	【資料20】

評価対象番号1～6は第1回委員会、評価対象番号7～13は第3回委員会で審議済み

令和6年度 事業評価【事後評価】対象事業総括表(交付金事業)【詳細版】

令和6年10月現在

所属No.	① 事業名 (計画の名称)	② 事業 主体	③ 全体 事業費 (百万円)	④ 着手 年度	⑤ 完了 年度	⑥ 継続 計画	⑦ 計画の目標	⑧ 事業概要	⑨ 事業効果の発現状況	⑩ 要素事業の進捗状況	⑪ 定量的指標	⑫ 定量的指標の現況値及び目標値		⑬ 実現状況		⑭ 今後の方針	備考	
												単位	当初 現況値	最終 目標値	達成値			達成率
都市計画課	14	社会資本総合整備計画 市街地における高速道路IC等へのアクセス向上による地域活性化支援	香川県、 観音寺市	767	2020 (R2)	2024 (R6)	有	高速道路IC、工業団地等へのアクセス道路の整備を行い、利用者の移動の利便性を図る。	・現道拡幅：L=0.7km  【一定の効果があった】  ・黒洲工区において道路拡幅工事を実施し、令和8年度供用開始に向け、着実に工事の進捗を図ることができた。	【概ね計画どおり進捗】  ・進捗率(事業費ベース) 97.9%  ・地権者や地元関係者との協議に不測の日時を要し、一部進捗が遅れているが、事業全体では概ね計画どおり進捗している。	ICから工業団地までの所要時間の短縮率  時間短縮率(%)=(1-(完成後の所要時間)/(現況の所要時間))×100	%	0	1	0	0%	【継続】  ・令和8年度の黒洲工区の供用開始及び令和10年度の全事業区間の供用開始を目指し、引き続き、高速道路IC、工業団地等へのアクセス道路の整備を行い、利用者の移動の利便性を図る。  ・計画目標どおりの予算確保に努める。	【資料14】
	15	社会資本総合整備計画 安全で安心して利用できる公園づくりの推進(防災・安全)	香川県	515	2020 (R2)	2024 (R6)	有	公園施設長寿命化計画に基づく施設の改築・更新を計画的に実施し、適切な公園施設の管理を行うことにより、公園利用者の安全・安心を確保する。	・施設の改築・更新 N=5箇所 ・長寿命化計画変更 N=3箇所  【十分な効果があった】  ・公園施設長寿命化計画に基づき、計画期間中に改築・更新を予定していた全5箇所の公園において施設の改築・更新を実施し、公園利用者の安全・安心を確保した。	【計画どおり進捗】  ・進捗率(事業費ベース) 92.2%  ・予算確保が十分でなかった部分については単独費で対応し、計画どおり進捗している。	更新・改築が必要な公園の対策実施率  対策実施率=改築・更新済公園数/改築・更新予定公園数	%	0 (0/5) 公園	100 (5/5) 公園	100 (5/5) 公園	100%	【継続】  ・公園施設長寿命化計画に基づき、施設の改築・更新を引き続き実施し、適切な公園施設の管理を行うことにより、公園利用者の安全・安心を確保する。  ・計画目標どおりの予算確保に努める。	【資料15】
	16	社会資本総合整備計画 みどり豊かで文化を育むまちづくり(第2期)	高松市	756	2020 (R2)	2024 (R6)	有	第二次高松市みどりの基本計画に基づき、一人当たりの公園面積の少ない小学校区に住居基幹公園の整備を行い、地域住民の憩いと交流の場を提供することや、歩行者空間に緑化施設を充実させることにより潤い豊かな歩行者空間を整備し人の流れを創出するとともに、グリーンインフラの特性を生かした施設を整備することにより、防災・減災対策を図る。  また、高松市中心市街地に位置する中央公園(地区公園)において、公募設置管理制度による公園北側エリアの再整備に併せて、公園全体の機能や配置の再編を図ることで、公園の魅力向上と中心市街地の活性化を図る。	・公園施設の改築・更新 N=14箇所 ・住居基幹公園の整備 N=4箇所 ・公共施設緑化の緑化 31路線 ・中央公園再整備 A=3.5ha  【一定の効果があった】  ・1人当たりの公園面積の少ない小学校区において、新規公園3箇所の開設により、地域住民に憩いと交流の場を提供することができた。	【概ね計画通り進捗】  ・進捗率(事業費ベース) 90%  ・予算確保が十分でなかった部分については次年度に確保し整備を進めるため概ね計画どおり進捗している。	整備した公園の利用者数  公園から排出される雨水流出量の削減  整備路線における歩行者数  ユニバーサルデザイン化に対する利用者満足度  来街者の中央公園利用割合	人 m <sup>3</sup> /s 人 %	0 0.2 3,943 0	57,000 0.07 4,650 80	49,500 0.09 3,943 0	87% 85% 0% 0%	【継続】  ・市内の1人当たりの公園面積の少ない小学校区において、住居基幹公園の整備を進めていくが、人口減少・少子高齢化が進展する中、公園利用者の減少や公園愛護会などのボランティアの担い手不足といった課題が顕在化しているため、今後は既存公園の廃止や統合、既存公園の再整備も合わせて検討しつつ、公園の整備を進めていくとともに、計画目標通りの予算確保に努める。	【資料16】
	17	社会資本総合整備計画 防災拠点となる公園づくり(防災・安全)	丸亀市	1,236	2019 (R元)	2022 (R4)	無	丸亀市総合運動公園は丸亀市の中央部に位置し、スポーツ活動を中心とした総合的なレクリエーション空間として整備しているが、近いうちに発生が懸念されている南海トラフ地震など大規模災害に対する備えを緊急に整備する必要がある。  そのため、丸亀市地域防災計画に基づき、本公園を広域防災拠点と位置づけ、平常時は多目的広場として、災害発生時には広域的な救護救援活動、復旧・復興活動等の活動拠点として整備を行う。	・屋根付き広場整備 A=600m <sup>2</sup> ・トイレ等整備 A=78.54m <sup>2</sup> ・駐車場等整備 A=5,127m <sup>2</sup> ・多目的広場整備 A=14,760m <sup>2</sup>  【十分な効果があった】  ・丸亀市地域防災計画に定められた、大規模地震等被災時における広域防災拠点として、避難所等へ緊急物資を輸送するための荷捌き場所や、救援隊やボランティア等の駐車場や集結地として活用できる場所が確保できた。	【概ね計画通り進捗】 ・進捗率(事業費ベース)82.7%  ・一部用地の買収について、交渉が不調となっているものの、施設機能に大きな影響はなく、実施事業の進捗はおおむね計画通り進捗した。	災害時の消防隊等の集結地として大型車両等駐車スペースの確保  災害緊急物資の搬入、搬出に伴う大型トラック等駐車スペースの確保	台 台	0 0	60 60	89 89	148% 148%	【完了】  ・平常時において、市民の身近なスポーツ活動の場、大規模イベント時等の臨時駐車場として利用を促進し、適切に施設管理を行っている。  ・暫定整備箇所については、引き続き市単独事業として用地取得、整備完了を目指す。	【資料17】
下水道課	18	社会資本総合整備計画 かがわの下水道整備10年概成プロジェクト(重点計画)	香川県 他11市町	4,864	2018 (H30)	2022 (R4)	有	生活環境の改善や、公衆衛生を向上させることにより、地域の安全・安心を創出するとともに、瀬戸内海をはじめとした公共用水域の水環境を保全する。	・管渠新設 L=39km ・管渠測量、実施設計  【一定の効果があった】  ・管渠の新設を行ったことで、下水道処理人口普及率が2.5%増加し、下水道整備面積が18.9%増加した。  これにより、トイレの水洗化や汚水の排除が進むとともに、生活環境が改善され、河川や海などの公共用水域の水質保全に寄与した。	【計画通り進捗】  ・計画通りに進捗した。  ・進捗率(事業費ベース) 99.3%	①下水道処理人口普及率(%) =下水道を利用できる人口(人)/総人口(人)  ②下水道整備率(%) =整備面積(ha)/アクションプランに基づく整備予定面積(ha)	% %	44.1 0.0	47.0 19.0	46.6 18.9	86% 99%	【継続】  ・公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るために、地域の実情を踏まえた中長期的な視野で、下水道を整備しておかなければならないと判断された区域においては、今後とも重点的かつ効率的に事業を実施していく。	【資料18】
	19	社会資本総合整備計画 市街地における安全・安心な下水道づくり(防災・安全)(重点計画)	高松市	5,061	2018 (H30)	2022 (R4)	有	下水道施設の浸水及び地震対策を図り、市民の安全・安心な暮らしを守る。	・浸水対策事業 実施設計 雨水管渠 L=4.5km 日新ポンプ場(新設) 福岡ポンプ場(増設) 放流渠(新設)  【一定の効果があった】  中心市街地西部地区において、事業の主要部分であるバイパス幹線の整備が完了した。ポンプ場供用まで貯留施設(14,000m <sup>3</sup> )として暫定供用を予定。  中心市街地東部地区においては、福岡ポンプ場のポンプ設備の増設が完了し、供用を開始した。  ・下水道総合地震対策事業 マンホール浮上抑制荷重、消散弁  緊急輸送路等に埋設されたマンホールの浮上防止対策を実施し、流下機能や交通機能の確保ができた。引き続き、継続して事業を実施する。  ・ストックマネジメント支援制度 更新、長寿命化 (川西川・郷東ポンプ場)	【概ね計画通り進捗】  ・進捗率(事業費ベース) 46.1%  ・個別補助を含む進捗率(事業費ベース) 100%  ・中心市街地浸水対策計画に基づき、概ね計画通り進捗した。事業費ベースでの進捗率は低くなっているが、令和2年度以降、要素事業A07-001、A07-005雨水管渠・日新ポンプ場整備、要素事業A07-007 郷東ポンプ場改築は国交省の個別補助事業にて実施している。個別補助に移行した事業費は、2,730百万円であり、これを考慮すると進捗率は100%である。	都市浸水対策達成率  浸水対策完了済み面積(ha)/ 浸水対策を実施すべき面積(ha)  地震時の下水道施設(マンホール)における浮上防止対策率  総合地震対策計画に基づいて対策した施設数(施設)/ 対策の必要がある施設数(施設)  下水道施設(雨水ポンプ場)における長寿命化率  ストックマネジメント計画に基づいて改築更新した施設数(施設)/ 改築更新の必要がある施設数(施設) = 2/2 (川西川ポンプ場主ポンプ設備、電気計装設備)	% % % %	48.8 (2,853.5/ 5,846.9)	49.1 (2,872.5/ 5,846.9)	48.8 (2,853.5/ 5,846.9) 【ha】	0% 69% 100%	【継続】  ・浸水対策事業については、個別補助事業として引き続き、日新ポンプ場の整備を行い、中心市街地西部地区における排水能力の増強に努める。  また整備の完了までに一定の期間を要することから、バイパス幹線を貯留施設として暫定供用を行うほか、関係部署と連携を図り、市民への避難情報の発信などのソフト対策と合わせ、浸水被害の軽減に努める。  ・下水道総合地震対策計画に基づき、マンホールの浮上防止対策を実施し、流下機能や交通機能の確保に努める。  ・ストックマネジメント計画に基づき、施設の計画的な改築更新を行う。	【資料19】
	20	社会資本総合整備計画 丸亀市における地域の暮らしを守る安全・安心な下水道づくり(防災・安全)(重点計画)	丸亀市	1,050	2018 (H30)	2022 (R4)	有	下水道施設の老朽化対策や浸水地区の解消を行い、安全・安心な市民生活の確保を図る。	・城西ポンプ場 雨水ポンプ改築 ・城北ポンプ場 雨水ポンプ改築 ・塩屋ポンプ場 雨水ポンプ改築  【十分な効果があった】  ・雨水ポンプ場施設の老朽化対策について、対策が必要な排水面積449haのうち、449haの改築工事を実施し、浸水リスクの低減化が図れた。	【計画通り進捗】  ・進捗率(事業費ベース) 100.1%	整備計画期間内で改築時期を迎える雨水ポンプ場に流入する排水面積のうち、改築により浸水リスクの低減ができた排水面積の割合  雨水ポンプ場の対策をした排水面積(ha)/ 対策が必要な排水面積(ha)	%	0 (0/449)	100 (449/449)	100 (449/449) 【ha】	100%	【継続】  ・令和5年度からは、社会資本総合整備計画「丸亀市における地域の暮らしを守る安全・安心な下水道づくり(防災・安全)(重点計画)(第2期)」に移行し、引き続き改修工事等を進めており、施設の延命化を図ることで、浸水リスクの低減を目指している。	【資料20】

# 社会資本総合整備計画等の 事後評価について

# 社会資本整備総合交付金事業について

## 概要

- ◆国土交通省所管の個別補助金を一つの交付金に原則一括化し、自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として、平成22年度に創設
- ◆地方公共団体が地域の課題を自ら抽出して作成する「社会資本総合整備計画」に基づき、計画の目標実現のための、基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業等を総合的・一体的に支援（ハード・ソフトの両面からトータル支援）
- ◆社会資本総合整備計画に位置付けられた事業の範囲内で国費を自由に充当可能

## 社会資本総合整備計画書

目標実現のため  
複数の事業を  
パッケージ化して採択

### 基幹事業

○基幹となるハード整備  
（道路、治水、港湾、下水道、都市公園、住環境整備 等々）

### 関連事業

○基幹事業と一体的に行う他種のハード整備  
（関連する各種の社会資本整備事業）

### 効果促進事業

○計画の目標実現のため基幹事業等と一体となって、  
基幹事業の効果を一層高める事業（ソフト事業を含む）

- ★計画の名称
- ★計画（パッケージ）の目標
- ★計画の期間（概ね3～5年で設定）
- ★目標達成のため必要な交付対象事業
- ★全体事業費
- ★事業効果の把握及び評価に関する事項  
（定量的な成果指標：現況値 ⇒ 中間目標値 ⇒ 最終目標値）

## 事後評価（計画期間終了時）

- ①要素事業の進捗
- ②事業効果の発現状況
- ③最終目標値の達成状況
- ④今後の方針

香川県  
公共事業  
評価委員会

事後評価の結果を次期計画に反映  
同種事業の計画策定・事業運営に反映

# 事後評価書（見本）

社会資本総合整備計画（水の安全・安心基盤整備）

事後評価書

計画の名称	1 総合的な土砂災害対策の推進（防災・安全）		交付対象	香川県、東かがわ市、多度津町、土庄町、坂出市、善通寺市、小豆島町、宇多津町、さぬき市、高松市、丸亀市、三豊市、観音寺市、まんのう町
計画の期間	平成22年度～平成26年度（5年間）			
計画の目標				

見本

## ⑨事業効果の発現状況

1. 事業効果の発現状況 : 十分な効果があった (一定の効果があった・効果がなかった)

土砂災害から保全される人家が1,010戸、災害時要援護者施設が6箇所増加するといった効果や、地元説明会を行うことによって、県民の方々に土砂災害に対する認識を深めていただけたといった定性的な効果も確認した。効果促進事業においても、各市町の土砂災害ハザードマップが完成・各家庭に配布され、自治会の集会などで自宅付近の危険箇所や避難場所等を確認したり、近隣に完成した砂防施設の効果を認識していただくなど、一体的に実施した成果を確認した。

## ⑫～⑬最終目標値の達成状況

計画の成果目標（定量的指標）																														
<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害を受ける恐れのある人家 1,161戸を保全する。</li> <li>土砂災害を受ける恐れのある災害時要援護者施設 6箇所を保全する。</li> </ul>																														
定量的指標の定義及び算定式																														
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">定量的指標の現況値及び目標値</th> <th rowspan="2">達成率</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>当初現況値 (H22当初)</th> <th>中間目標値 (H24末)</th> <th>最終目標値 (H26末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防施設の整備に伴い土砂災害から保全される人家数</td> <td>目標値: 13,790 戸 達成値: 14,951 戸</td> <td>14,568 戸</td> <td>14,951 戸</td> <td>87.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂防施設の整備に伴い土砂災害から保全される災害時要援護者施設数</td> <td>目標値: 55 箇所 達成値: 59 箇所</td> <td>57 箇所</td> <td>61 箇所</td> <td>66.7%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>											定量的指標の現況値及び目標値			達成率	備考	当初現況値 (H22当初)	中間目標値 (H24末)	最終目標値 (H26末)	砂防施設の整備に伴い土砂災害から保全される人家数	目標値: 13,790 戸 達成値: 14,951 戸	14,568 戸	14,951 戸	87.0%		砂防施設の整備に伴い土砂災害から保全される災害時要援護者施設数	目標値: 55 箇所 達成値: 59 箇所	57 箇所	61 箇所	66.7%	
	定量的指標の現況値及び目標値			達成率	備考																									
	当初現況値 (H22当初)	中間目標値 (H24末)	最終目標値 (H26末)																											
砂防施設の整備に伴い土砂災害から保全される人家数	目標値: 13,790 戸 達成値: 14,951 戸	14,568 戸	14,951 戸	87.0%																										
砂防施設の整備に伴い土砂災害から保全される災害時要援護者施設数	目標値: 55 箇所 達成値: 59 箇所	57 箇所	61 箇所	66.7%																										
全体事業費	合計 (A+B+C)	538百万円	A	517百万円	B	百万円	C	21百万円	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C)	3.90%	進捗率 (事業費ベース)	55.0%																		
実施事業費	合計 (A+B+C)	296百万円	A	275百万円	B	百万円	C	21百万円	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C)	7.09%																				

計画通り進捗しなかった理由

## ⑩各要素事業の進捗状況

交付対象事業																		
A1 砂防事業																		
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接/間接	事業者	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容・規模等	市町名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	実施事業費 (百万円)	進捗率	備考	
									H22	H23	H24	H25	H26					
1-A1-1	砂防	一般	香川県	直接	-	上日開谷川通常砂防事業	砂防堰堤工1基	東かがわ市						82	20	24.4%	予算が確保できなかった	
1-A1-2	砂防	一般	香川県	直接	-	大楯川通常砂防事業	砂防堰堤工2基	東かがわ市						200	20	10.0%	用地難航箇所	
1-A1-3	砂防	一般	香川県	直接	-	森兼川通常砂防事業	砂防堰堤工1基	東かがわ市						112	112	100.0%		
小計(砂防事業)														394	152	38.6%		
A2 地すべり対策事業																		
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接/間接	事業者	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容・規模等	市町名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	実施事業費 (百万円)	進捗率	備考	
									H22	H23	H24	H25	H26					
1-A2-1	地すべり	一般	香川県	直接	-	横畑地区地すべり対策事業	横ボーリング工、アンカー工	仲多度郡まんのう町						81	81	100.0%		
1-A2-2	地すべり	一般	香川県	直接	-	絵地区地すべり対策事業	横ボーリング工	高松市						42	42	100.0%		
小計(地すべり対策事業)														123	123	100.0%		
合計														517	275	53.2%		
B 関連社会資本整備事業																		
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接/間接	事業者	種別等	要素となる事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	実施事業費 (百万円)	進捗率	備考
										H22	H23	H24	H25	H26				
合計																		
番号	一体的に実施することにより期待される効果															備考		

実際の実施期間を記載

# 事後評価書（見本）

C 効果促進事業											事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	実施事業費 （百万円）	進捗率	備考
番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別等	要素となる事業名	事業内容	市町村名	H22	H23	H24	H25	H26					
1-C1-1	計画・調査	一般	東かがわ市	直接	-	ハザードマップ	ハザードマップ作成	東かがわ市における土砂災害ハザードマップの作成	東かがわ市						3	3	100.0%	見本	
1-C1-2	計画・調査	一般	多度津町	直接	-	ハザードマップ	ハザードマップ作成	多度津町における土砂災害ハザードマップの作成	多度津町						14	14	100.0%		
1-C1-3	計画・調査	一般	土庄町	直接	-	ハザードマップ	ハザードマップ作成	土庄町における土砂災害ハザードマップの作成	土庄町						4	4	100.0%		
合計															21	21	100.0%		
番号	一体的に実施することにより期待される効果																	備考	
1-C1-1	ハザードマップの公表により、災害時における住民の適切な対応を促し、土砂災害の軽減を図る。																		
1-C1-2	ハザードマップの公表により、災害時における住民の適切な対応を促し、土砂災害の軽減を図る。																		
1-C1-3	ハザードマップの公表により、災害時における住民の適切な対応を促し、土砂災害の軽減を図る。																		
その他関連する事業											事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	実施事業費 （百万円）	進捗率	備考
番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名（事業箇所）		事業内容・規模等	市町村名	H22	H23	H24	H25	H26					
A'	砂防	一般	香川県	直接	-	西谷上川通常砂防事業		砂防堰堤工1基	高松市						45	45	100.0%		
	砂防	離島	香川県	直接	-	平野川西川通常砂防事業		砂防堰堤工1基	小豆郡小豆島町						25	0	0.0%	予算が確保できなかった	
	総流防	一般	香川県	直接	-	香川西部圏域総合流域防災事業		法面工1式	仲多度郡多度津町						38	38	100.0%		
合計															108	83	76.9%		

A'	108百万円	B'		C'		$(C+C') / ((A+A')+(B+B')+(C+C'))$	3.25%
A'	83百万円	B'		C'		$(C+C') / ((A+A')+(B+B')+(C+C'))$	5.54%

## 要素事業の事業進捗

計画通り進捗（概ね計画通り進捗 ・ 進捗が不十分）

- 一部、予算確保が十分でなかったため進捗が遅れているところもあるが、ほぼ計画通り進捗している。
- 用地難航箇所においては、地権者に対する説明回数を増やし、ようやく納得していただいた。

⑩進捗状況(まとめ)

## 2. 今後の方針

継続（計画見直し ・ 完了）

- 整備計画としての適切性の評価による次計画での見直し事項
- 遅延対策
- 次計画における改善策（目標値が達成できなかった場合）

⑭今後の方針

# 社会資本整備総合交付金交付要綱等

○ 社会資本整備総合交付金交付要綱【R6. 3. 29】	・ ・ ・ ・ ・	17
○ 社会資本総合整備計画について【R5. 9. 22】	・ ・ ・ ・ ・	36

# 社会資本整備総合交付金交付要綱

平成 22 年 3 月 26 日 制 定  
令和 6 年 3 月 29 日 最終改正

## 第 1 通則

社会資本整備総合交付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

## 第 2 目的

社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とする。

## 第 3 定義

### 一 社会資本整備総合交付金

第 2 に定める目的を達成するため第 8 に定めるところにより地方公共団体等が作成した社会資本の整備その他の取組に関する計画（以下「社会資本総合整備計画」という。）に基づく事業又は事務（以下「事業等」という。）の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

### 二 交付対象事業

第 6 に掲げる事業等のうち、社会資本総合整備計画に記載されたもの（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

### 三 要素事業

社会資本総合整備計画に記載された個々の基幹事業、関連社会資本整備事業、効果促進事業又は社会資本整備円滑化地籍整備事業をいう。

### 四 交付金事業者

社会資本整備総合交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する地方公

共団体等及び地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて交付対象事業を実施する団体等をいう。

#### 第4 交付対象

社会資本整備総合交付金の交付対象は、地方公共団体等とする。

#### 第5 交付期間

社会資本整備総合交付金を交付する期間は、社会資本整備総合計画ごとに、社会資本整備総合交付金を受けて、交付対象事業が実施される年度からおおむね3から5年とする。

#### 第6 交付対象事業

交付対象事業は、社会資本整備総合計画に記載された次に掲げる事業等とし、基幹事業のうちいずれか一以上を含むものとする。なお、交付対象事業の細目については附属第Ⅱ編において定めるものとする。

##### 一 基幹事業

イ 社会資本整備総合交付金事業（社会資本整備総合計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業をいう。以下同じ。）

- ① 道路事業（一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築若しくは修繕に関する事業）
- ② 港湾事業（港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積を排除するために行う事業、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行う事業）
- ③ 河川事業（一級河川、二級河川又は準用河川の改良に関する事業）
- ④ 砂防事業（砂防工事に関する事業）
- ⑤ 地すべり対策事業（国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等における地すべり防止工事に関する事業）
- ⑥ 急傾斜地崩壊対策事業（急傾斜地崩壊防止工事に関する事業）
- ⑦ 水道（水道施設の新設、増設又は更新に関する事業）・下水道事業（公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業）
- ⑧ その他総合的な治水事業
- ⑨ 海岸事業（海岸保全施設の新設又は改良に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業）
- ⑩ 都市再生整備計画事業（都市再生特別措置法（平成14年法律第2

- 2号。以下「都市再生法」という。)第46条第1項の都市再生整備計画(以下単に「都市再生整備計画」という。)に基づく事業等)
- ⑪ 広域活性化事業(広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成19年法律第52号。以下「広域活性化法」という。)第5条第1項の広域的地域活性化基盤整備計画(以下「広域活性化計画」という。)に基づく事業及び離島振興法(昭和28年法律第72号)第4条第1項の離島振興計画に基づく事業等)
  - ⑫ 都市公園・緑地等事業(都市公園の整備、歴史的風土の保存及び都市における緑地の保全に関する事業)
  - ⑬ 市街地整備事業(土地区画整理事業等の市街地の整備改善に関する事業)
  - ⑭ 都市水環境整備事業(良好な都市の水環境の保全又は創出に関する事業)
  - ⑮ 地域住宅計画に基づく事業(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成17年法律第79号。以下「地域住宅法」という。)第6条第1項の地域住宅計画(以下単に「地域住宅計画」という。)に基づく事業等)
  - ⑯ 住環境整備事業(良好な居住環境の整備に関する事業)
  - ⑰ 地域公共交通再構築事業(地域公共交通ネットワークの再構築に関する事業)
- ロ 防災・安全交付金事業(社会資本総合整備計画の目標(命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保に資するものに限る。)の実現(以下「防災・安全対策」という。)のために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業をいう。以下同じ。)
- ① 道路事業(一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築、修繕等に関する事業のうち防災・安全対策に係る事業に限る。)
  - ② 港湾事業(港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積を排除するために行う事業、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行う事業のうち防災・安全対策に係る事業に限る。)
  - ③ 河川事業(一級河川、二級河川又は準用河川の改良に関する事業)
  - ④ 砂防事業(砂防工事に関する事業)
  - ⑤ 地すべり対策事業(国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等における地すべり防止工事に関する事業)
  - ⑥ 急傾斜地崩壊対策事業(急傾斜地崩壊防止工事に関する事業)
  - ⑦ 水道(水道施設の新設、増設又は更新に関する事業)・下水道事業(公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事

業のうち浸水対策その他の防災・安全対策に係る事業に限る。)

- ⑧ その他総合的な治水事業（総合流域防災対策事業のうち統合河川環境整備事業の要件に該当する河川環境整備事業については、防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑨ 海岸事業（海岸保全施設の新設又は改良に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業のうち海岸環境整備事業及び海域浄化対策事業については、防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑩ 都市再生整備計画事業（都市再生整備計画に基づく事業等のうち、地域の防災性の向上を図る事業に限る。）  
（⑪については欠番）
- ⑫ 都市公園・緑地等事業（地域防災計画等に位置づけられた都市公園の整備に関する事業その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑬ 市街地整備事業（土地区画整理事業等の市街地の整備改善に関する事業のうち都市防災推進事業その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑭ 都市水環境整備事業（良好な都市の水環境の保全又は創出に関する事業のうち、下水道関連特定治水施設整備事業その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑮ 地域住宅計画に基づく事業（地域住宅計画に基づく事業等のうち防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑯ 住環境整備事業（良好な居住環境の整備に関する事業のうち、市街地再開発事業（密集市街地の整備改善等市街地の防災性の向上に資するものに限る。）その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）

## 二 関連事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施する次に掲げる事業等

### イ 関連社会資本整備事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第2項各号（第15号及び当該社会資本総合整備計画に係る基幹事業が該当する号を除く。以下同じ。）に掲げる事業（各号（第2号、第4号及び第6号を除く。）に掲げる事業のうち附属第Ⅱ編において定めるそれぞれの基幹事業としての交付対象要件を満たさないもの、維持に関する事業及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項各号に規定する公的賃貸住宅の整備に関する事業（第1号（公営住宅法（昭和26年法律第19

3号)第2条第2号に規定する公営住宅に限る。以下同じ。)から第3号までに掲げる事業のうち附属第Ⅱ編において定める基幹事業としての交付対象要件を満たさないものを除く。)

ロ 効果促進事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等(次に掲げるものを除く。効果促進事業に係る事業費の合計額(都市再生法第47条の交付金、地域住宅法第7条の交付金又は広域活性化法第19条の交付金として社会資本整備総合交付金の交付を受け、提案事業(都市再生法第46条第2項第3号、地域住宅法第6条第2項第2号又は広域活性化法第5条第2項第3号の事業等をいう。)を実施する場合には、当該提案事業の事業費も合計した額)は、社会資本総合整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を目途とする。)

- ① 交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等
- ② 交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等
- ③ レクリエーションに関する施設の整備事業
- ④ 附属第Ⅱ編第2章第2の表に定める事業等

ハ 社会資本整備円滑化地籍整備事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業に先行し、又は併せて実施する国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の4第1項に規定する地籍調査であって、社会資本整備の円滑化に資するもの

第7 単年度交付限度額

- 1 交付対象事業に対する毎年度の社会資本整備総合交付金の交付限度額(以下「単年度交付限度額」という。)は、次に掲げる式により算出された額を超えないものとする。

$$\text{単年度交付限度額} = (A + B + C + D)$$

ここで、A、B、C、Dは、それぞれ

A：社会資本総合整備計画に位置づけられた基幹事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

B：社会資本総合整備計画に位置づけられた関連社会資本整備事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

C：社会資本総合整備計画に位置づけられた効果促進事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

D：社会資本総合整備計画に位置づけられた社会資本整備円滑化地籍整備事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

であり、次に掲げる式より算出した額とする。また、財政法（昭和22年法律第34号）第4条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする（「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）に基づき実施するものを除く。）。なお、単年度交付限度額の算定に用いる交付対象事業ごとの国費算定の基礎額の算定方法については附属第Ⅲ編において定めるものとする。

$$A = \sum_{j=1}^l (\alpha_j \times A_j)$$

$A_j$ ：要素事業  $j$  の当該年度の事業費（事務費は除く。以下同じ。）

$\alpha_j$ ：要素事業  $j$  に係る国費率

$l$ ：社会資本総合整備計画に位置づけられた基幹事業である要素事業の数

$$B = \sum_{j=1}^m (\beta_j \times B_j)$$

$B_j$ ：要素事業  $j$  の当該年度の事業費

$\beta_j$ ：要素事業  $j$  に係る国費率（国の負担又は補助について個別の法令等に規定がある場合は、当該法令等に規定する負担の割合又は補助の割合。それ以外の場合は  $1/2$ 。）

$m$ ：社会資本総合整備計画に位置づけられた関連社会資本整備事業である要素事業の数

$$C = \sum_{j=1}^n (\gamma_j \times C_j)$$

$C_j$ ：要素事業  $j$  の当該年度の事業費

$\gamma_j$ ：要素事業  $j$  に係る国費率（国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担の割合又は補助の割合。それ以外の場合は  $1/2$ 。ただし、道路事業と一体となって実施する場合はこの限りではない。）

$n$ ：社会資本総合整備計画に位置づけられた効果促進事業である要素事業の数

$$D = \sum_{j=1}^p (\phi_j \times D_j)$$

$D_j$  : 要素事業  $j$  の当該年度の事業費

$\phi_j$  : 要素事業  $j$  に係る国費率

$p$  : 社会資本総合整備計画に位置づけられた社会資本整備円滑化地籍整備事業である要素事業の数

- 2 社会資本整備総合交付金の交付後、交付対象事業の進捗の状況により、第9第2項の規定を適用した結果、事業費の実績額に基づいて前項の規定により算出される単年度交付限度額が、交付された金額と異なることとなったときは、交付された金額から事業費の実績額に基づいて算出される単年度交付限度額を控除した額（次項において「差額」という。）は、社会資本総合整備計画ごとに、次年度の単年度交付限度額の算定において調整することができる。
- 3 前項の規定による調整は、次年度の単年度交付限度額から差額を控除することにより行う。
- 4 地方公共団体が交付金事業者に対し、交付対象事業に要する経費の一部について負担又は補助をする要素事業においては、当該地方公共団体が当該交付金事業者に対して負担又は補助をする費用（事務費は除く。）の額の範囲内の事業費に限り、前三項の規定を適用する。

## 第8 社会資本総合整備計画の提出等

- 1 社会資本整備総合交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする地方公共団体等は、次の各号に掲げる事項を記載した社会資本総合整備計画を作成し、当該計画を国土交通大臣に提出するものとする。
  - 一 計画の名称
  - 二 計画の目標
  - 三 計画の期間
  - 四 計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
  - 五 計画の期間における交付対象事業の全体事業費
  - 六 老朽化対策を行う事業（この要綱において、附属第Ⅱ編において長寿命化計画の策定を交付対象要件としている基幹事業をいう。）が要素事業にある場合においては、当該要素事業の実施対象施設における長寿命化計画の策定状況
  - 七 基幹事業（関連社会資本整備事業のうち、社会資本整備重点計画法第2

条第2項各号（第2号、第4号及び第6号を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条第1項第1号から第3号までに掲げるものも含む。以下この号において同じ。）の費用便益比（なお、費用便益比を算出する基幹事業については附属第Ⅱ編において定めるものとする。）

八 交付対象事業等の効果の把握及び評価に関する事項

九 交付対象事業の執行状況に関する事項

十 その他必要な事項

2 社会資本総合整備計画の作成に当たっては、次の各号に留意するものとする。

一 計画の目標は、計画の期間内における事業等の実施によって実現しようとする目標とすること

二 計画の目標の実現状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）が定量的指標により適切に設定されており、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること

三 計画の目標及び評価指標の設定内容に対して交付対象事業の構成が妥当であること

四 交付対象事業は、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があると認められるものであること

五 交付対象事業は、早期に事業効果の現れるものであること

六 第1項第7号の規定により費用便益比を算出する基幹事業以外の事業や、費用便益比のみでは事業の効果を適切に表現できない事業について、その事業によって期待される効果等を記載するよう努めること

3 国土交通大臣は、地方公共団体等から第1項の規定により社会資本総合整備計画の提出を受けた場合には、当該計画の内容を確認し、受理するものとする。

4 前3項の規定は、社会資本総合整備計画を変更する場合に準用する。

## 第9 交付申請等

1 地方公共団体等は、毎年度、社会資本総合整備計画に定められた交付対象事業のうち当該地方公共団体等が社会資本整備総合交付金を充てて実施するものについて交付申請を行うものとする。

2 国が負担又は補助をしなければならない割合について個別の法令等に規定されている場合を除き、要素事業に要する費用の総額について国費と地方費の割合を定め、要素事業ごとの国費の割合を固定しないことができることとする。

## 第10 社会資本総合整備計画の評価

- 1 地方公共団体等は、社会資本総合整備計画を作成したときは、これをインターネットの利用により公表するものとする。交付期間の終了時には、社会資本総合整備計画の目標の実現状況等について評価を行い、これをインターネットの利用により公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。また、必要に応じて、交付期間の中間年度においても評価を行い、同様に公表及び国土交通大臣への報告を行うものとする。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、地方公共団体等に対し、必要な助言を行うことができる。

## 第11 指導監督交付金

国は、都道府県知事が行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督交付金を交付することができる。

## 第12 社会資本整備総合交付金の経理

交付金事業者及び第11の指導監督交付金の交付を受ける都道府県は、国の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

## 第13 監督等

- 1 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、都道府県知事又は市町村長は当該都道府県又は市町村が補助する交付金事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。
- 2 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、都道府県知事又は市町村長は当該都道府県又は市町村が補助する交付金事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業につき、社会資本整備総合交付金の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

## 第14 その他

この要綱に定めるもののほか、社会資本整備総合交付金の交付に必要な事

項は、別に定める。

## 第15 雑則

- 1 この要綱の施行の際、現に国に提出されている第8第1項各号の計画事項に相当する事項を含む計画で次に掲げるもの（以下「特定計画」という。）については、当該計画の計画期間に限り、その提出をもって同項に規定する社会資本総合整備計画の提出とみなす。
  - 一 都市再生整備計画
  - 二 地域住宅計画
  - 三 広域活性化計画
  - 四 みなと振興計画
  - 五 地域活力基盤創造計画
  - 六 都市公園等統合補助事業計画
  - 七 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画
  - 八 古都保存事業計画
  - 九 緑地保全等事業計画
  - 十 緑地環境整備事業計画
  - 十一 津波・高潮危機管理対策緊急事業計画
  - 十二 海岸耐震対策緊急事業計画
- 2 社会資本整備に関する地方公共団体等に対する国土交通省所管の従前の補助金や交付金により事業採択され、実施してきた事業（基幹事業に該当するものに限る。以下「従前の補助事業等」という。）であって、平成22年度も継続して行おうとするもの（以下「継続事業」という。）のうち、特定計画に位置付けられた交付対象事業以外のものについては、平成22年度予算に限り、第8第1項に規定する社会資本総合整備計画を国に提出しない場合であっても、従前の補助事業等に係る通知、要綱等（以下「旧要綱」という。）の内容や手続きに準じて社会資本整備総合交付金を交付できるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(旧要綱の失効)

- 2 旧要綱は、この要綱の施行の日に、その効力を失う。ただし、地方公共団体等以外の事業主体に対して行う補助金等の交付に係る部分及び社会資本整備総合交付金とは別に予算に計上した補助金等に係る部分については、この限りではない。

(経過措置)

- 3 災害対策等緊急事業推進費取扱要領（平成23年3月31日付け国計調第40号国土計画局長通知）の別表1及び別表2に定める災害対策等緊急事業推進費を使用して行う事業、北海道特定地域連携事業推進費取扱要領（平成20年4月1日付け国北参第1-2号北海道局長通知）の別表に定める北海道特定地域連携事業推進費を使用して行う事業及び沖縄北部活性化特別振興対策特定開発事業推進費取扱要領（平成22年7月26日付け沖振第383号内閣府沖縄振興局長通知）の別表に定める沖縄北部活性化特別振興対策特定開発事業推進費を使用して行う事業については、旧要綱は、なおその効力を有する。
- 4 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づき行われている継続事業で平成21年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、旧要綱は、前項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。
- 5 旧要綱に基づき国に提出され、又は国の承認、同意等を受けた計画等は、それぞれ相当するこの要綱に基づく計画等で、この要綱に基づき国に提出され、受理されたものとみなす。
- 6 第2項の規定により効力を失う前の旧要綱の規定に基づくみなと振興計画に記載された提案事業は、要綱本編第6第2号ロに規定する社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を高めるために必要な事業等とみなしてこの要綱を適用する。

附 則（平成22年11月26日付け国官会第1630号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年11月29日から施行する。

附 則（平成23年3月31日付国官会第2625号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年3月31日から施行する。

附 則 （平成 23 年 4 月 1 日付け国官会第 2626 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 要綱本編第 6 第 2 号に規定する関連事業（都道府県を交付対象とするものを除く。）であって当該関連事業と一体的に実施するものとして社会資本総合整備計画に記載された基幹事業が地域自主戦略交付金を充てて実施することとなったものについても、社会資本整備総合交付金を充てて実施することができるものとする。
- 3 要綱本編第 6 第 2 号口括弧書の規定による効果促進事業に係る事業費の合計額の全体事業費に占める割合の算定に当たっては、効果促進事業に係る事業費については地域自主戦略交付金の創設による変更前の社会資本総合整備計画（以下「変更前計画」という。）に記載された効果促進事業（新たに地域自主戦略交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、全体事業費については変更前計画に記載された事業（新たに地域自主戦略交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、それぞれ含めることができるものとする。

附 則 （平成 23 年 7 月 1 日付け国官会第 873 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要綱の施行前に附属第Ⅱ編第 1 章第 16－（10）第 5 第四号の規定により土地・水資源局長及び住宅局長が定めた率並びに附属第Ⅲ編第 1 章第 16－（10）第 1 第四号の規定により土地・水資源局長及び住宅局長が定めた額については、改正後の要綱附属第Ⅱ編第 1 章第 16－（10）第 5 第四号及び附属第Ⅲ編第 1 章第 16－（10）第 1 第四号の規定により住宅局長が定めたものとみなす。

附 則 （平成 23 年 11 月 21 日付け国官会第 1964 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 23 年 11 月 21 日から施行する。

附 則 （平成 23 年 12 月 27 日付け国官会第 2259 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 23 年 12 月 27 日から施行する。

附 則 （平成 24 年 4 月 6 日付け国官会第 3283 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 要綱本編第 6 第 2 号に規定する関連事業（都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を交付対象とするものを除く。）であって当該関連事業と一体的に実施するものとして社会資本総合整備計画に記載された基幹事業が地域自主戦略交付金又は沖縄振興公共投資交付金を充てて実施することとなったものについても、社会資本整備総合交付金を充てて実施することができるものとする。
- 3 要綱本編第 6 第 2 号口括弧書の規定による効果促進事業に係る事業費の合計額の全体事業費に占める割合の算定に当たっては、効果促進事業に係る事業費については平成 24 年度予算に係る地域自主戦略交付金の制度変更及び沖縄振興公共投資交付金の創設による変更前の社会資本総合整備計画（以下「変更前計画」という。）に記載された効果促進事業（新たに地域自主戦略交付金又は沖縄振興公共投資交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、全体事業費については変更前計画に記載された事業（新たに地域自主戦略交付金又は沖縄振興公共投資交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、それぞれ含めることができるものとする。

附 則 （平成 24 年 12 月 4 日付け国官会第 2205 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 24 年 12 月 4 日から施行する。

附 則 （平成 25 年 2 月 26 日付け国官会第 2911 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 25 年 2 月 26 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 要綱本編第 6 第一号口並びに同規定に係る附属第 I 編、第 II 編及び第 III 編の規定は、平成 24 年度の一般会計補正予算（第 1 号）（以下「平成 24 年度補正予算」という。）に係る事業から適用する。
- 3 平成 24 年度補正予算を充てて実施する事業においては、要綱本編第 6 第一号に規定する基幹事業又は同第二号に規定する関連事業が、平成 23 年度予算に係る地域自主戦略交付金の創設又は平成 24 年度予算に係る地域自主戦略交付金の制度変更に伴い、地域自主戦略交付金を充てて実施するものとされたもの（沖縄振興公共投資交付金の交付対象事業を除く。）であって

も、これを交付対象事業とみなして社会資本整備総合交付金を充てて実施することができる。この場合、交付対象事業及び国費の算定方法については、地域自主戦略交付金交付要綱（平成23年4月1日付け国官会第2673号国土交通事務次官通知）附属編に定めるところによるものとする。

- 4 前項の場合において、地域自主戦略交付金を充てて実施するものとされた事業が現に社会資本総合整備計画に記載されていないときであって、かつ、社会資本総合整備計画に記載することが著しく困難と認められるときは、平成24年度補正予算を充てて実施する事業を明らかにした事業実施計画を提出することで、社会資本総合整備計画に記載されたものとみなして前項の規定を適用することができるものとする。
- 5 要綱本編第6第二号ロ括弧書の規定による効果促進事業に係る事業費の合計額の全体事業費に占める割合の算定に当たっては、要綱第6第一号ロに規定する防災・安全交付金事業の実施に係る変更に伴う変更前及び変更後の社会資本総合整備計画に記載された効果促進事業に係る事業費及び全体事業費により算定することができる。

附 則 （平成25年5月15日付け国官会第297号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年5月15日から施行する。  
（地域自主戦略交付金交付要綱の廃止）
- 2 地域自主戦略交付金交付要綱（平成23年4月1日付け国官会第2673号国土交通事務次官通知）は廃止する。  
（経過措置）
- 3 この要綱の施行日前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則 （平成26年2月6日付け国官会第2581号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年2月6日から施行する。

附 則 （平成26年3月28日付け国官会第3212号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 （平成26年8月1日付け国官会第693号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成26年12月24日付け国官会第2249号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年12月24日から施行する。

附 則（平成27年2月3日付け国官会第2705号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年2月3日から施行する。

附 則（平成27年4月9日付け国官会第99号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月9日から施行する。ただし、この通知の施行前に作成された整備計画については、平成28年3月31日までの間、要綱本編第8第1項第6号及び第4項の規定に基づき当該整備計画の変更を行うことを要しない。

附 則（平成28年4月1日付け国官会第4197号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、改正後の要綱本編第8第1項第7号及び第9号に掲げる事項については、平成29年3月31日までの間（第7号に掲げる事項については、平成28年度において費用便益比を算出することができないやむを得ない理由があるときは平成30年3月31日までの間）、整備計画に記載することを要しない。

附 則（平成28年9月1日付け国官会第1477号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（平成28年10月7日付け国官会第1771号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年10月11日から施行する。

附 則（平成29年3月31日付け国官会第4354号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この通知の施行の際現に国に提出されている社会資本総合整備計画に定められた関連社会資本整備事業についての改正前の要綱本編第6第2号イ及び附属第Ⅲ編第2章第1（2）ロの規定の適用については、当該計画の計画期間内に

限り、なお従前の例による。

(経過措置)

- 2 「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定)3(イ)又は(ロ)に該当する復興事業等として実施する道路事業の国費率については、改正後の附属第Ⅲ編第1章イ第1-(1)表1-(1)-2、附属第Ⅲ編第1章ロ第1-(1)表1-(1)-2及び附属第Ⅲ編第2章第2(2)表1-(1)-3にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成29年4月26日付け国官会第347号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月26日から施行する。

附 則 (平成29年6月15日付け国官会第712号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月15日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日付け国官会第25号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(廃止)

- 2 附則(平成29年3月31日付け国官会第4354号)第2項は廃止する。

附 則 (平成30年7月13日付け国官会第3676号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年7月15日から施行する。

附 則 (平成30年10月23日付け国官会第14448号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年10月23日から施行する。

附 則 (平成31年2月7日付け国官会第18577号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年2月7日から施行する。

附 則 (平成31年3月20日付け国官会第22339号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年3月20日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日付け国官会第24306号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月9日付け国官会第18067号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月9日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日付け国官会第29901号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月4日付け国官会第14940号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月7日から施行する。ただし、附属第Ⅲ編第2章第3(1)の改正規定は、令和2年9月29日から施行する。

附 則 (令和3年1月28日付け国官会第21238号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

附 則 (令和3年3月3日付け国官会第27233号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月3日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日付け国官会第28955号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年7月14日付け国官会第11620号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月15日から施行する。

附 則 (令和3年8月5日付け国官会第12408号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年8月5日から施行する。

附 則 (令和3年12月17日付け国官会第16066号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月20日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日付け国官会第23929号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月15日付け国官会第7532号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年6月17日から施行する。

附 則 (令和4年11月17日付け国官会第14191号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年11月24日から施行する。

附 則 (令和4年11月30日付け国官会第14807号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年12月2日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日付け国官会第24463号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和5年度までに国に提出されている社会資本総合整備計画に定められた住宅・建築物省エネ改修推進事業についての改正前の附属第Ⅲ編第1章イ-15-(1)、イ-16-(20)、ロ-15-(1)、ロ-16-(20)の規定の適用については、当該計画の計画期間内に限り、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和5年5月19日付け国官会第1274号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年5月26日から施行する。

附 則 (令和5年9月22日付け国官会第16027号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。ただし、この通知の施行の際現に国に提出されている社会資本総合整備計画に定められた関連社会資本整備事業についての改正前の要綱本編第6第2号イ及び附属第Ⅲ編第2章第1(2)の規定の適用については、当該計画の計画期間内に限り、なお従前の例による。

附 則 (令和5年11月29日付け国官会第18600号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年11月29日から施行する。

附 則 (令和6年1月25日付け国官会第20455号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年1月25日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日付け国官会第26991号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 第1 社会資本総合整備計画について

- 1 「社会資本整備総合交付金交付要綱について」（平成22年3月26日付け国官会第2317号）別添の「社会資本整備総合交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）本編第8第1項に規定する社会資本総合整備計画（以下「整備計画」という。）の国土交通大臣に対する提出は、様式1により作成した書面に、整備計画及び参考図面を添付して、地方整備局等（北海道の区域にあっては北海道開発局開発監理部、沖縄県の区域にあっては沖縄総合事務局開発建設部、その他の区域にあっては各地方整備局企画部をいう。以下同じ。）を経由することにより行うものとする。
- 2 整備計画は、交付要綱本編第8第1項各号に掲げる事項について、様式2により、記載例を参考に作成するものとする
- 3 第1項に規定する「参考図面」とは、社会資本整備総合交付金を充てて実施しようとする交付対象事業及びその他の関連する事業の概ねの位置及び相互の関連性がわかる図面をいい、参考様式（記載例を含む。）を参考に作成するものとする。この際、効果促進事業を行う場合においては、当該事業の内容が交付要綱本編第6第2号ロ①から④までに掲げる事項に該当しないものであることが分かるよう、整備計画に具体的な事業の内容を明示するよう留意することとする。
- 4 二以上の地方公共団体等が社会資本整備総合交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする場合は、当該関係地方公共団体等が協議して取りまとめた整備計画を提出するものとする。
- 5 第1項及び前項の規定は、地方公共団体等が、交付要綱本編第8第1項の規定に基づいて整備計画を国土交通大臣に提出した後、当該整備計画を変更する場合（次に掲げる場合に限る。）に準用する。この場合において、第1項中「様式1」とあるのは「様式3」と読み替えるものとする。
  - 一 整備計画の廃止
  - 二 整備計画の期間の変更
  - 三 整備計画の目標の変更
  - 四 整備計画の全体事業費の変更
  - 五 要素事業の新設又は廃止
  - 六 老朽化対策を行う事業（交付要綱附属第Ⅱ編において長寿命化計画の策定を交付対象要件としている基幹事業をいう。）が要素事業にある場合にあっては、当該要素事業の実施対象施設における長寿命化計画の策定状況の変更
- 7 基幹事業（関連社会資本整備事業のうち、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第2項各号（第14号及び当該社会資本総合整備計画に係る基幹事業が該当する号を除く。）に掲げるもの（各号（第2号から第4号まで及び第6号を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項第1号（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に

規定する公営住宅に限る。) から第3号までに掲げるものも含む。) の費用便益比の変更

- 6 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第47条の交付金（同法第83条の規定の適用による交付金を含む。）、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第7条の交付金又は広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）第19条の交付金として社会資本整備総合交付金の交付を受けようとするときは、これらの法律（法律に基づく命令等を含む。）に規定する都市再生整備計画、立地適正化計画、地域住宅計画又は広域的地域活性化基盤整備計画（以下「都市再生整備計画等」という。）の記載事項のうち、交付要綱本編第8第1項第1号から第9号までに掲げる事項以外のものを同項第10号の事項として整備計画に記載するものとする（地域再生法第6条の2第4項の規定により都市再生整備計画等の提出があったとみなされる場合を除く。）。
- 7 交付要綱の規定により、社会資本整備総合交付金の交付を受けるため計画等の作成が必要とされる事業（前項に規定する交付金に係る事業を除く。）について、社会資本整備総合交付金の交付を受けようとするときは、当該計画等の記載事項を整備計画に記載するものとする。
- 8 地方公共団体等が国庫債務負担行為を設定して行うことを希望する交付対象事業については、交付要綱本編第8第1項第10号の事項として、当該事業の名称に加え、当該事業に充てるべき交付金の充当先を変更しない前提で、国庫債務負担行為の設定を希望する旨を整備計画に記載するものとする。

## 第2 実施に関する計画について

- 1 社会資本整備総合交付金を受けて交付対象事業を実施しようとする地方公共団体等は、毎年度、様式4により作成した書面に、当該地方公共団体等に係る当該年度の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を添付して、これを地方整備局等を経由して国土交通大臣あてに提出するものとする。
- 2 実施計画は、当該地方公共団体等に係る当該年度の単年度交付限度額の算定に用いる要素事業ごとの国費の額（以下「基礎額」という。）を明記した計画とし、様式5により、記載例を参考に作成するものとする。
- 3 二以上の地方公共団体等が、一の整備計画に基づき社会資本整備総合交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする場合は、当該関係地方公共団体等が協議して各主体別に作成した実施計画を提出するものとする。この場合、整備計画を取りまとめた地方公共団体等は、あらかじめ、毎年度の社会資本整備総合交付金の実施に係る地方公共団体等別の内訳表（以下「団体別内訳表」という。）を作成し、様式6により作成する書面にこれを添付して、地方整備局等を経由することにより国土交通大臣あてに提出するものとする。
- 4 団体別内訳表は、様式7により作成するものとする。
- 5 第1項及び第3項の規定は、地方公共団体等が、これらの規定に基づき、実施計画及び団体別内訳表を国土交通大臣に提出した後、これを変更する場合（次に掲げる場合に限る。）に準用する。この場合において、第1項中「様

式4」とあるのは「様式8」と、第3項中「様式6」とあるのは「様式9」と読み替えるものとする。

- 一 団体別内訳表の内容を変更する場合
- 二 各整備計画ごとの基礎額の合計額を変更する場合

### 第3 社会資本総合整備計画の評価について

#### 【事前評価】

- 1 整備計画を作成して国土交通大臣に提出しようとする地方公共団体等は、あらかじめ、次に掲げる事項について、自主的・主体的に検証を行うとともに、交付要綱本編第8第1項の規定に基づいて当該整備計画を国土交通大臣あてに提出するときは、当該検証の結果（以下「事前評価の結果」という。）を当該整備計画に添付するものとする。
  - 一 目標の妥当性
  - 二 整備計画の効果及び効率性
  - 三 整備計画の実現可能性
- 2 前項に規定する地方公共団体等は、交付要綱本編第10第1項の規定により整備計画を公表するときは、インターネットの利用により事前評価の結果を合わせて公表するものとする。

#### 【中間評価及び事後評価】

- 3 整備計画を作成して国土交通大臣に提出した地方公共団体等が交付要綱本編第10第1項の規定に基づき必要に応じて交付期間の中間年度に行う評価（以下「中間評価」という。）の実施時期は、原則、中間年度の終了後とする。また、当該地方公共団体等が同項の規定に基づき交付期間の終了時に行う評価（以下「事後評価」という。）の実施時期は、交付期間の終了後又は交付期間の最終年度中とする。
- 4 中間評価及び事後評価は、次に掲げる事項について行うものとする。
  - 一 社会資本整備総合交付金を充てた要素事業の進捗状況（社会資本整備総合交付金を効果促進事業に充てた場合にあっては、具体的な事業の内容を含む。）
  - 二 事業効果の発現状況
  - 三 中間評価にあっては評価指標の中間目標値の実現状況、事後評価にあっては評価指標の最終目標値の実現状況
  - 四 今後の方針
- 5 地方公共団体等は、中間評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性、公正さを確保するため、学識経験者等の第三者の意見を求め、又は地方公共団体独自の評価制度を活用することができる。また、事業の成果を地域住民に対してより分かり易く示すよう留意するものとする。
- 6 地方公共団体等は、事後評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性、公正さを確保するため、学識経験者等の第三者の意見を求めるよう努め、当該意見を地域住民に対し公表するものとする。また、事業の成果を地域住民に対してより分かり易く示すよう留意するものとする。
- 7 交付要綱本編第10第1項の規定に基づく中間評価又は事後評価の結果の

公表は、これを遅滞なく行うとともに、国土交通大臣への報告は、地方整備局等を経由するものとする。

#### 第4 電磁的記録による提出

この通知の規定により提出することとされている申請書等については、社会資本整備総合交付金システムのマニュアルに基づき、それぞれ電磁的記録をもって作成し、この通知に規定する手続に従い、電磁的方法により提出するものとする。

#### 第5 地域公共交通再構築事業の取扱い

交付要綱本編第6第1号イ⑰に規定する地域公共交通再構築事業に係る計画等については、本通知中「地方整備局等」とあるのは「地方運輸局等（沖縄県の区域にあつては沖縄総合事務局運輸部、その他の区域にあつては各地方運輸局交通政策部をいう。）」と読み替えるものとする。

#### 第6 雑則

- 1 交付要綱本編第15第1項の規定により、社会資本整備総合交付金の交付を受ける交付対象事業については、第2並びに第3第1項及び第2項の規定は適用せず、また、交付要綱本編第15第2項の規定により、社会資本整備総合交付金の交付を受ける交付対象事業については、第2及び第3の規定は適用しないことができるものとする。
- 2 交付要綱本編第15第2項に規定する従前の補助事業等に関連する通知（以下「旧通知」という。）は、この通知の施行の日に効力を失う。ただし、地方公共団体等以外の事業主体に対して行う補助金等の交付に係る部分及び社会資本整備総合交付金とは別に予算に計上した補助金等に係る部分についてはこの限りでない。
- 3 この通知の施行の際、現に旧通知に基づき行われている事業で、平成21年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、旧通知は、なおその効力を有する。

附 則（平成22年3月26日付け国官会第2318号）  
この通知は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月9日付け国官会第102号）  
この通知は、平成27年4月9日から施行する。ただし、この通知の施行前に作成された整備計画については、平成28年3月31日までの間、第6第5項第6号の規定に基づき当該整備計画の変更を行うことを要しない。

附 則（平成28年4月1日付け国官会第4200号）  
この通知は、平成28年4月1日から施行する。ただし、この通知の施行前

に作成された整備計画については、平成29年3月31日までの間（平成28年度において費用便益比を算出することができないやむを得ない理由があるときは、平成30年3月31日までの間）、第1第5項第7号の規定に基づき当該整備計画の変更を行うことを要しない。

附 則（平成29年3月31日付け国官会第4399号）

この通知は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日付け国官会第33号）

この通知は、平成30年4月1日から施行する。ただし、電磁的記録による提出に係る改正については、平成30年度予算に係る交付金事業から適用する。

附 則（令和2年10月14日付け国官会第16607号）

この通知は、令和2年10月15日から施行する。

附 則（令和3年3月30日付け国官会第28956号）

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月22日付け国官会第16029号）

この通知は、令和5年10月1日から施行する。